

令和6年度

長崎県交通安全県民運動実施計画
(要約版)



長崎県交通安全年間スローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー

令和6年2月

長崎県交通安全推進県民協議会

令和6年度 長崎県交通安全県民運動実施計画

1 期間・期日を定めて行う運動等

(1) 交通安全運動、交通安全週間

春の全国交通安全運動

- 期間
4月6日(土)～4月15日(月)
- 重点等
新入学児童の交通事故防止を主として、中央交通安全対策会議の決定に基づき重点事項を決定し推進する。

夏の交通安全週間

- 期間
7月13日(土)～7月19日(金)
- 実施要領
広報を主体とする呼び掛けと児童生徒を交通事故から守るための交通安全指導を推進する。

秋の全国交通安全運動

- 期間
9月21日(土)～9月30日(月)
- 重点等
中央交通安全対策会議の決定に基づき重点事項を決定し推進する。

年末の交通安全県民運動

- 期間
12月15日(日)～12月24日(火)
- 重点等
飲酒運転の根絶を主として、交通情勢に応じて重点事項を決定し推進する。

(2) 「交通事故死ゼロ」を目指す日

交通事故死ゼロを目指す日

- 指定日
4月10日(水)、9月30日(月)
- 全国交通安全運動期間中に、交通事故防止に対する県民の意識を最大限に高めて、交通事故による死者を発生させないことを目指す。

(3) 自転車月間、自転車の日

- 期間等 **【自転車月間 5月(1日～31日)】【自転車の日 5月5日】**
- 自転車安全利用の推進
子供から高齢者まで手軽に利用できる自転車が関係する交通事故を防止するため、自転車安全利用五則を周知啓発する。

自転車安全利用五則

【令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通安全対策本部決定】

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
 - 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 - 3 夜間はライトを点灯
 - 4 飲酒運転は禁止
 - 5 ヘルメットを着用
- 自転車の損害賠償責任保険等への加入促進

(4) その他の取組

「横断歩道「止まらば運動」及び「安全横断「手のひら運動」」の推進（通年）」

信号機のない横断歩道での交通事故を抑止するため、運転者に対する「横断歩道「止まらば運動」」及び歩行者に対する「安全横断「手のひら運動」」を推進し、双方の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図る。

交通死亡事故多発警報

県内全域で10日間以内に6件以上、県内の市町6ブロックで10日間に4件以上の交通死亡事故が発生したときに、長崎県交通安全推進県民協議会会長（知事）は「交通死亡事故多発警報」を発令し、市町、警察、関係機関・団体が協力して総合的かつ集中的に交通事故防止対策を推進し、交通死亡事故の抑止を図る。

2 日常の取組

「長崎県民交通安全推進要綱」に基づき、県民ひとりひとり、家庭、職場、関係機関・団体が、それぞれの立場で交通安全を実現するための取組を定めて実践する。

また、県民自身の自主的な推進を円滑にするため、長崎県交通安全推進県民協議会の構成員は、あらゆる機会を通じて、交通安全の推進を県民に働き掛ける。

具体的推進内容

1 交通安全の日

毎月20日を「交通安全の日」とし、下記3に示す具体的推進事項を基に、時勢に応じて、重点的に推進する。

2 交通安全の日に取り組むべき事項

- (1) 早朝等における幼児、児童生徒、高齢者の横断歩道等横断時の保護誘導
- (2) 職場等における交通安全のための自主的活動
- (3) その他交通安全実現に向けた活動

3 具体的推進事項

- (1) 子供と高齢者の交通安全
- (2) 飲酒運転の根絶
- (3) 脇見・ぼんやり・ながら運転の防止
- (4) シートベルト・チャイルドシートの着用徹底
- (5) 二輪車の交通安全
- (6) 暴走行為の根絶
- (7) 夕暮れ時における早め点灯、雨天・曇天時の点灯

3 運動の推進要領

各推進機関・団体は、相互に連携を密にして、各季の交通安全運動、交通安全週間や日常の取組を、それぞれの組織の特性や実態に応じて積極的に推進し、これらの運動等が真に県民一体の運動として効果を高めるように努める。

4 令和6年 長崎県交通安全年間スローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー

実施機関・団体名（順不同）

長崎県
市・町
長崎県警察
国土交通省九州運輸局長崎運輸支局
長崎労働局
九州旅客鉄道長崎支社
国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所
長崎県交通安全協会
自動車安全運転センター長崎県事務所
自動車事故対策機構長崎支所
長崎県道路公社
西日本高速道路九州支社長崎高速道路事務所
長崎県バス協会
長崎県トラック協会

長崎県教育委員会
市・町教育委員会
日本道路交通情報センター福岡事務所長崎センター
長崎県タクシー協会
軽自動車検査協会長崎事務所
長崎県自動車整備振興会
地区交通安全協会
長崎県安全運転管理協議会
長崎県指定自動車学校協会
長崎県二輪車自転車商協同組合
長崎県交通安全母の会連合会
長崎県高速道路交通安全協議会
日本自動車連盟長崎支部

協賛機関・団体名（順不同）

長崎県議会
長崎大学
長崎県市長会
長崎県町村会
長崎県市議会議長会
長崎県町村議会議長会
長崎県市町村総合事務組合
長崎県都市交通安全対策連絡協議会
長崎県高等学校長協会
長崎県校長会
長崎県私立中学高等学校協会
長崎県PTA連合会
長崎県公立高等学校PTA連合会
長崎県私立中学高等学校PTA連合会
長崎県専修学校各種学校連合会
長崎県国公立幼稚園・こども園協会
長崎県私立幼稚園・認定こども園連合会
長崎県保育協会
損害保険料率算出機構長崎自賠責損害調査事務所
長崎県自動車協会
長崎県軽自動車協会
長崎県レンタカー協会
日本自動車販売協会連合会長崎県支部
長崎県中古自動車販売協会
長崎県自動車車体整備協同組合
長崎電気軌道
島原鉄道
松浦鉄道
長崎県小売酒販組合連合会
国分九州第二支社
長崎県建設業協会
長崎県道路協会
長崎県農業協同組合中央会
全国共済農業協同組合連合会長崎県本部
長崎県漁業協同組合連合会
長崎県経営者協会
長崎県中小企業団体中央会
長崎青年会議所
長崎県青年団連合会
長崎県地域婦人団体連絡協議会
日本ボーイスカウト長崎県連盟
長崎県公民館連絡協議会

長崎県老人クラブ連合会
長崎県子ども会育成連合会
長崎県社会福祉協議会
長崎県身体障害者福祉協会連合会
長崎県視覚障害者協会
長崎県民生委員児童委員協議会
日本損害保険協会九州支部長崎損保会
長崎県弁護士会
日本赤十字社長崎県支部
長崎県医師会
長崎県防犯協会連合会
長崎県消防長会
長崎県消防協会
長崎県経済同友会
全国農業協同組合連合会長崎県本部
長崎県商工会議所連合会
長崎県商工会連合会
長崎県新生活運動協議会
長崎銀行協会
長崎県石油協同組合
長崎県社交飲食業生活衛生同業組合
長崎県料飲業生活衛生同業組合
長崎県鮪商生活衛生同業組合
長崎県料理業生活衛生同業組合
長崎県遊技業協同組合
朝日新聞社
毎日新聞社
読売新聞社
日本経済新聞社
共同通信社
時事通信社
西日本新聞社
長崎新聞社
NHK長崎放送局
長崎放送
テレビ長崎
エフエム長崎
長崎文化放送
長崎国際テレビ
長崎県警備業協会
長崎県地域交通安全活動推進委員協議会連合会
長崎県交通指導員連絡協議会

